

能登半島地震からの復旧・復興を目指す
事業者の皆さまへ

令和6年4月1日(月)

能登産業復興相談センター開設

能登産業復興相談センターは、国（中小企業庁）が設置する、公正中立な公的機関です。能登半島地震により被害を受けた事業者の皆さまの二重債務問題への対応（官民ファンドでの債権買取・出資）のほか、震災の影響により業況が悪化している事業者の皆さまの再生支援、ならびに経営課題や資金繰り等のご相談に対応いたします。

能登産業復興相談センターの概要

名称 能登産業復興相談センター

住所 〒926-0802
石川県七尾市三島町70-1
七尾商工会議所内 302会議室

電話番号 0767-58-5008

受付時間 8:30～17:15（土日、祝祭日、年末年始を除く毎日）
※事前にご予約をいただきますとスムーズにご案内できます。

二重債務
事業の復旧・復興
でお悩みの方

ぜひご相談
下さい！



～皆さまの疑問にお答えします～

Q1 相談センターでは、どのような相談を受け付けてもらえますか？

- A1** 早期の事業再開に向けたアドバイスや幅広いサポートを行います（原則無料）。
- ①能登半島地震復興支援ファンドによる債権買取・出資に関する支援
 - ②信用保証制度や制度融資等のご案内
 - ③外部専門家・関係支援機関のご紹介（弁護士、公認会計士、活性化協議会、REVIC 等）
 - ④再生計画の策定支援
 - ⑤国・県の補助制度のご案内 等
- ※補助金申請等の具体的な相談については、「能登事業者支援センター」で承ります。
TEL：0120-262-380 場所：石川県奥能登総合事務所4階（のと里山空港内）

Q2 相談の対象となる方は？

- A2** 七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町に所在する中小企業・小規模事業者等であって、令和6年能登半島地震で被災した事業者が対象となります。

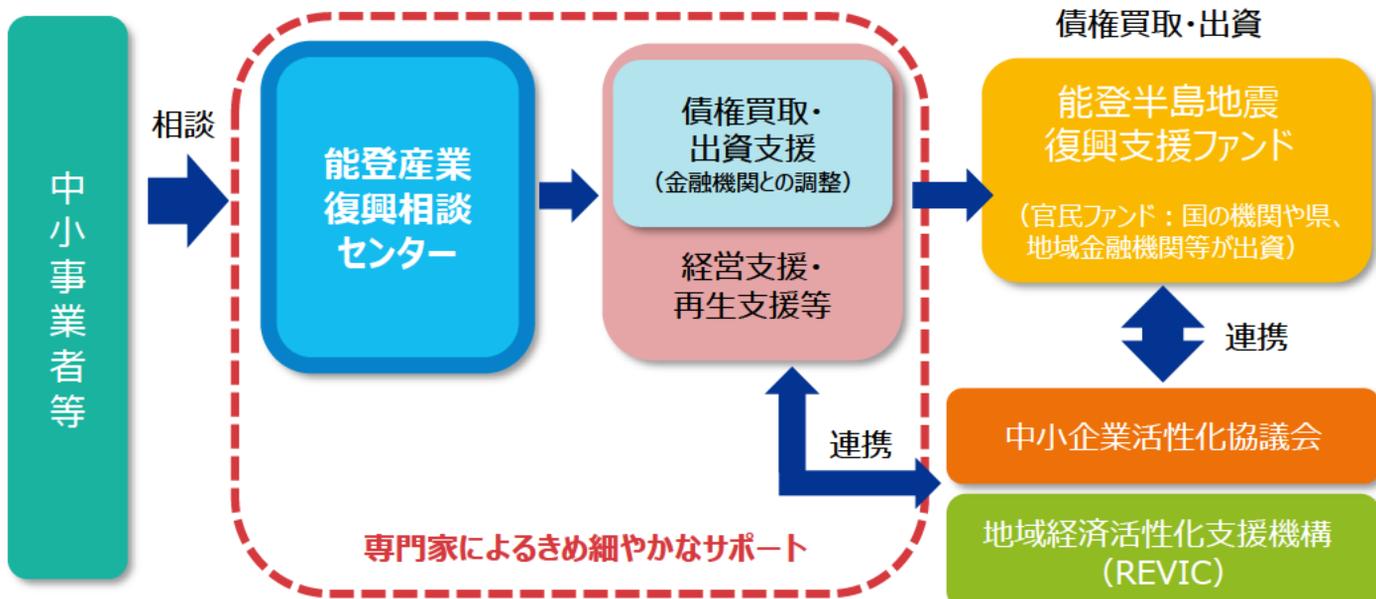
Q3 債権買取支援とはどのような支援ですか？

- A3** 例えば、設備等が損壊して新設が必要な場合等において、震災前の借入金の返済負担が大きく、新規融資を受けることが困難となっている、いわゆる二重債務問題に直面している事業者について、金融機関と調整の上、ファンドが債権の買取を行うことで、金融機関からの融資等の支援を受けやすくします。（※ファンドの買い取りによって債権に対する返済義務が消滅するものではありません。）

Q4 相談内容が外部に知られることはありませんか？

- A4** センターは国（中小企業庁）が設置する公的機関です。ご対応する専門家は守秘義務を負っており、皆さまのプライバシーはもちろん、企業の機密情報やノウハウなどのような情報についても、秘密が守られますので、安心してご相談下さい。

当センターの活用イメージ



※中小企業活性化協議会やREVICは、経営再建に向けた再生計画の作成等を支援します。